

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十一年四月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十一年二月十六日郡土第二一―五四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十一年三月二十六日郡土第四五三号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山市筒井町六一二番地ノ二の一部及び六一二番地ノ五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市筒井町一六一七番地

橋本信子